# 千葉県住宅用太陽光発電設備等に係る
# リース等導入促進事業補助金『募集要領』

令和 8 年 10 月

千葉県 環境生活部 温暖化対策推進課

**補助金を交付申請される皆様へ**

千葉県住宅用太陽光発電設備等に係るリース等導入促進事業補助金（以下、「本補助金」という。）は、公的資金を財源としていることから、千葉県（以下、「県」という。）として適正な執行を行うとともに、不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本補助金の交付申請をされる方、交付申請後補助金を受給される方におかれましては、以下の点について、十分にご認識された上で、交付申請・受給されますよう、お願いいたします。

1　本補助金の交付申請者が県に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。

2　県から資料の提出や修正の指示があった場合には速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合は、交付決定の取消し等を行う場合があります。

3　手続きを迅速に進めるため、交付申請書等を提出いただく際は、書類の不足や不備等がないことをご確認いただきますようお願いいたします。また、書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨として下さい。

なお、交付申請書等の作成及び提出に関する費用は、交付申請者の負担とし、提出された交付申請書等は返却しません。

4　不正行為が認められた場合は、県からの交付決定及びその他の決定を取り消します。また、既に受領済みの補助金がある場合においては、取消対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。

5　交付申請にあたってご提供いただく個人情報を含む申請情報は、県において審査に必要な範囲で共有、利用します。個人情報を事前の承認なく県以外の第三者に提供することはありません。

6　本補助金はリース又はＰＰＡ事業者向け補助金です。個人では補助を受けることができません。

【令和 7 年度事業からの主な変更点】
・太陽光発電設備の補助金の額を「50,000 円」から「70,000 円」へ変更しました。
・提出書類及び各種様式を一部見直しました。

目　　次

1　事業の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

2　補助内容
（１）補助対象者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
（２）補助対象事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
（３）補助対象経費及び補助金の額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
（４）補助事業の申請・実施に当たっての確認事項　・・・・・・・・・・・・・　3
（５）事業スケジュール　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

3　交付申請
（１）交付申請受付期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
（２）交付申請方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
（３）交付申請の代行　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
（４）交付申請に当たっての留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
（５）必要書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
（６）審査・選定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
（７）交付決定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

4　補助事業の実施
（１）補助事業の開始　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
（２）事業内容等の変更　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
（３）補助事業の状況報告等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
（４）補助事業の中止又は廃止　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
（５）実績報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

5　補助金の請求・受領
（１）補助金額の確定、補助金の交付　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
（２）交付決定の取り消し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
（３）補助金の経理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
（４）補助事業により取得した財産の管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

6　問合せ先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

## １　事業の概要

本県では、地球温暖化対策を推進するため、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの促進などに取り組んでいます。

本補助金は、家庭における脱炭素化を促進するため、県民が自ら居住する家屋に、あらかじめ知事が登録する事業者から、太陽光発電設備及び蓄電池をリース又はＰＰＡで導入する場合、その経費の一部に対し県が補助を行うものです。

## ２　補助内容

### （１）補助対象者

令和８年度千葉県住宅用太陽光発電設備等に係るリース等導入促進事業設置プラン募集要領に基づき太陽光発電設備及び蓄電池の設置プランを登録したリース又はＰＰＡ事業者であって、以下の要件を全て満たすことを要します。

① 次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。

ア　法人（国及び法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第２条第５号に規定する公共法人を除く。

イ　青色申告を行っている個人事業者

② 過去２年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

③ 過去６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

④ 次の申立てがなされていないこと。

ア　破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条に基づく破産手続開始の申立て

イ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立て

ウ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立て

⑤ 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

⑥ 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。

⑦ 県に納付すべき税を滞納していないこと。

⑧ 県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

⑨ 県の同一会計年度内に、同一の設置場所において、本要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと

### （２）補助事業

補助の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、以下の要件を全て満たす事業です。

① 令和８年度千葉県住宅用太陽光発電設備等に係るリース等導入促進事業設置プラン募集要領に基づき登録された設置プラン（以下、「登録プラン」という。）により、太陽光発電設備と蓄電池（以下、「太陽光発電設備等」という。）のいずれも表１、２の条件を満たすとともに、リース又はＰＰＡによりセットで県内の住宅に設置する事業であること。

② 補助事業により交付を受ける補助金については、登録プランに係る契約において、契約の相手方である住宅所有者に全額還元すること。

（表１　設置する太陽光発電設備の条件）

| | |
|---|---|
| 設備要件 | 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく発電事業計画の認定基準を満たすこと。 |
| 機能等の保証 | 公称最大出力80%以上<br>最低10年間（無償） |
| システム保証 | 最低10年間（無償） |
| 施工保証 | 最低10年間（無償） |
| 見積料 | 無料であること。 |
| その他 | ・設備のメーカーが国外企業の場合、当該メーカーの日本法人があること。<br>・未使用品であること。<br>・地絡検知機能を有していること。<br>・停電時においても電力供給を継続する機能を有していること。<br>・JETPVm 認証やTUV 認証又はそれと同等な認証を取得しており、固定価格買取制度を適用するための太陽光発電パネルの形式登録（A 登録）に登録されていること。<br>・一般社団法人太陽光発電協会が定める「使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する 情報提供のガイドライン」に基づき、化学物質の含有状況が示されていること。<br>・太陽光発電設備に係る設備費及び設置工事費の合計額の発電出力（太陽電池モジュールの日本工業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方をいう。）の１kW当たりの単価が調達価格等算定委員会における当該年度の調達価格等に関する意見に示された住宅用太陽光発電設備のシステム費用の想定値を勘案して設定されたものであること。 |

（表２　設置する蓄電池の条件）

| | |
|---|---|
| 設備要件 | 令和７年度又は令和８年度に国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録されている製品であること（未登録の製品は対象外）。 |
| 機能等の保証 | 最低10年間（無償） |
| システム保証 | 最低10年間（無償） |
| 施工保証 | 最低10年間（無償） |
| 見積料 | 無料であること。 |
| その他 | ・設備のメーカーが国外企業の場合、当該メーカーの日本法人があること。<br>・未使用品であること。<br>・据置型（定置型） の蓄電池 であること。 |

### （３）補助対象経費及び補助金の額

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、表３のとおりです。

（表３　補助対象経費及び補助金の額）

| | | |
|---|---|---|
| 補助対象経費（※１） | 設備費 | 補助事業の実施に必要な補助対象設備の購入等に要する経費 |
| | 工事費 | 補助事業の実施に必要な補助対象設備の設置に要する経費（設計費、工事費、諸経費） |
| 補助金の額（※２） | 太陽光発電設備（※３） | 発電出力（kW）に 70,000 円を乗じて得た額 |
| | 蓄電池 | 120,000 円 |

※１　補助対象経費の算出に当たっては、次の金額を控除するものとします。

（１）国の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち、補助対象経費に係る補助額

（２）消費税及び地方消費税相当額

※２　補助対象経費から算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

※３　太陽光発電設備の発電出力は kW を単位とし、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議（ＩＥＣ）の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの日本産業規格に基づく定格出力の合計値の小数点以下第３位を四捨五入した値とします。

また、補助対象に該当する太陽光発電設備は、発電出力が 10kW 未満のものに限ります。

### （４）補助事業の申請・実施に当たっての確認事項

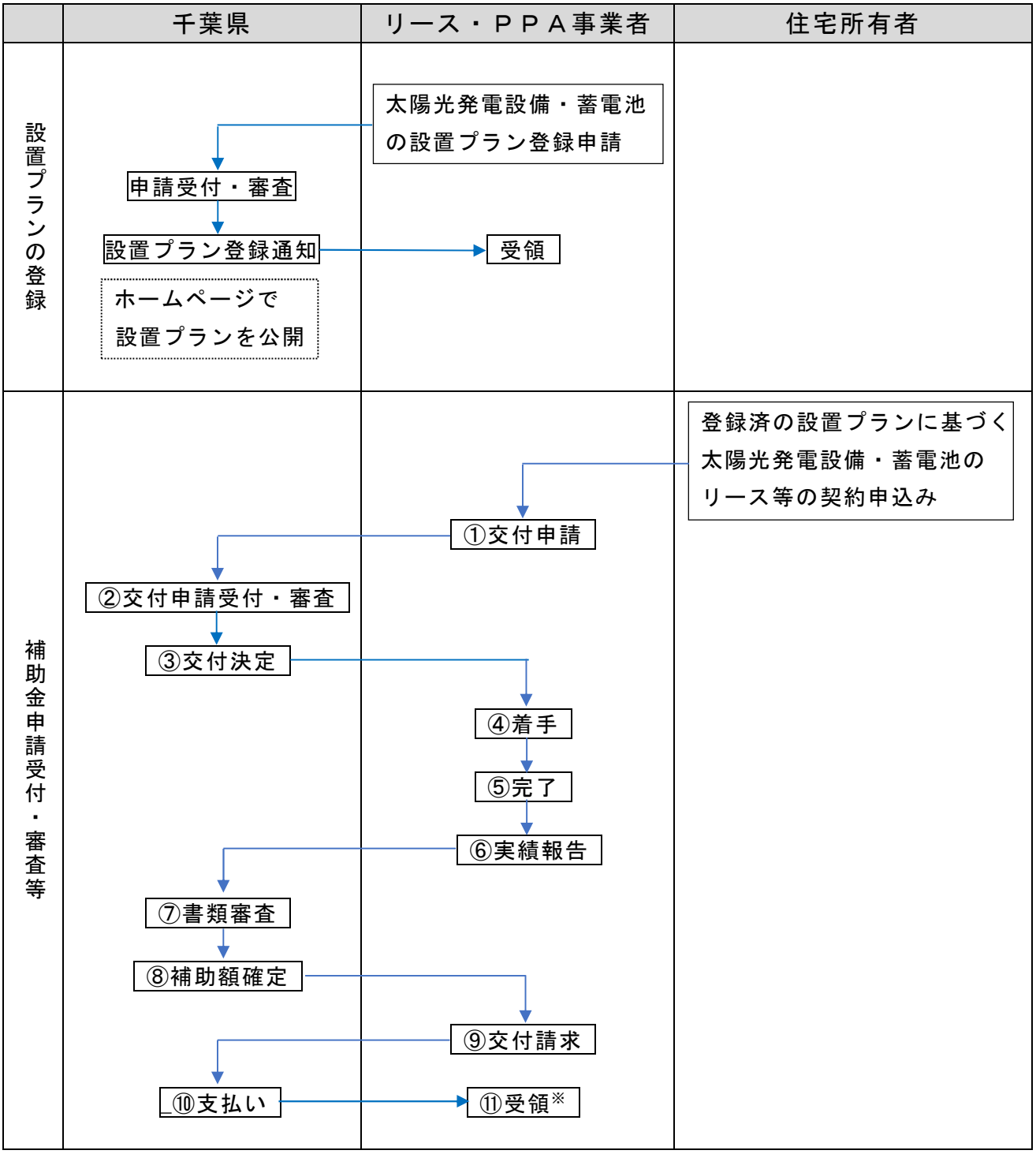
① 補助金の交付決定前に補助事業に着手していないこと。

② 補助事業により取得した設備は、原則として財産処分制限期間（太陽光発電設備においては１７年、蓄電池においては６年。）中は、県の承認を受けることなく財産処分しないこと。

③ 補助金交付決定後、補助事業の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更等をする場合（軽微な変更を除く）には、交付要綱第９条に基づき変更・中止・廃止承認申請書（第３号様式）等を知事に提出し、承認を受けること。

④ 補助対象者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助金の使途を明らかにしておくとともに、証拠書類を整備すること。当該経理に係る書類は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存すること。

（５）事業スケジュール




※ 受領する補助金については、登録プランに係る契約において、契約の相手方である住宅所有者に全額還元する必要があります。

## ３　交付申請

### （１）交付申請受付期間

令和８年６月２６日（金）～令和８年１２月１８日（金）［必着・厳守］

※ 期間内であっても、予算がなくなり次第、受付を終了しますので、ご了承ください。

### （２）交付申請方法

以下のフォームにアクセスし､必要事項を入力の上､電子申請により提出してください。

（電子申請システム URL）
千葉県住宅用太陽光発電設備等に係るリース等導入促進事業補助金
https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=61158

### （３）交付申請の代行

本補助金の交付申請は、申請者本人によるものとし、行政書士等の有資格者以外の者による代理申請はできません。

### （４）交付申請に当たっての留意事項

県から修正、再提出のほか、書類の追加提出を依頼する場合があります。この場合、速やかに御対応ください。御対応いただけない場合は交付決定をすることが出来ない場合があります。事業概要書には、必ず連絡が取れるメールアドレス等を記載してください。

### （５）必要書類

交付申請に必要な書類は以下のとおりです。郵送で提出する書類については、以下の順にそろえて提出してください。

なお、以下の他にも必要に応じて、別途書類を提出いただく場合があります。

※提出いただく書類について、原本を提出いただく必要はありません（データ又は写しにより提出してください)。

① 交付申請書　＜第１号様式＞
② 補助事業概要書　＜第１号様式　別紙＞
③ リース料金等減額計算書　＜第２号様式＞
④ 太陽光発電設備等に係る仕様書
　※太陽光発電設備等の型番が確認できるようにすること。
⑤ 太陽光発電設備等に係るリース又は PPA の契約書の写し又はこれに代わるもの
　※併せて、補助金適用前と補助金適用後の料金がわかる資料を添付すること。
⑥ 太陽光発電設備等の購入費・工事費等の補助事業に係る経費の内訳が確認できる書類（契約書の写し又はこれに代わるもの）
⑦ 国の補助の交付決定通知書の写し
　※国の補助を受ける場合のみ提出すること。
　※本補助金の交付申請時受領していない場合には、実績報告時に提出すること。
⑧ その他知事が必要と認める書類
　※太陽光発電設備等に係る仕様書について、次に掲げる製品カタログ、図面、仕様書などが該当します。

【太陽光発電設備に関して提出が必要な書類】

・太陽光モジュールの型式が確認できる製品カタログ等（該当部分のみ）

・パワーコンディショナーの型式、定格出力が確認できる製品カタログ等（該当部分のみ。蓄電システム等に含まれている場合には省略可）

【蓄電池に関して提出が必要な書類】

・蓄電池ユニット、蓄電システム等の型式（パッケージ型番）、定格容量が確認できる製品カタログ等（該当部分のみ）

・SII の登録済製品一覧（該当部分のみ）

### （６）審査・選定

審査は、交付申請書類について書面審査を行い、予算の範囲内で交付決定の可否を判断します。

### （７）交付決定

予算の範囲内で、補助金の交付決定をした補助対象者（以下、「交付決定を受けた者」という。）に、交付決定通知書を送付します。

また、交付決定に当たっては、申請内容の修正や条件等を付す場合があります。

なお、不交付の場合は、不交付決定通知書を送付します。

## ４　補助事業の実施

### （１）補助事業の開始

交付決定を受けた者は、交付決定日以後、速やかに補助事業に着手してください。着手とは、補助対象設備の設置に係る工事の着手をいいます。ただし、建売住宅であり、補助対象設備がすでに当該住宅に設置されている場合には、住宅所有者への当該住宅の引渡しを着手とします。

**※ 交付決定前に補助事業に着手している場合は補助対象外です。**

### （２）事業内容等の変更

交付決定を受けた者は、事業の実施中に交付申請の内容等に係る変更（事業内容、事業費等）が発生する見込みとなった場合には、独自に判断せず直ちに県に報告のうえ、県の指示に従ってください。また、県から追加で書類等の提出依頼があった場合は速やかに提出してください。

事前に県への相談を行わなかった場合や指示に従わなかった場合等は、補助事業全体の交付決定を取り消すことがあります。

なお、変更により交付要綱等に規定する要件を満たさなくなった場合も補助対象外となります。

【提出物】

・補助事業変更・中止・廃止承認申請書　＜第３号様式＞

・補助事業変更計画書　＜第３号様式　別紙＞　など

### （３）補助事業の状況報告等

県は、必要に応じて、補助事業の進捗状況について報告を求める場合があります。この場合、「補助事業遂行状況報告書」（第５号様式）を提出していただきます。

また、下記（５）の実績報告提出期限までに事業が完了することができないと見込まれるときは、速やかに「補助事業遅延等報告書」（第４号様式）を提出してください。ただし、発注遅れや多忙による補助対象設備の設置に係る工事の遅れ等については、延長の対象とすることはできませんのでご注意ください。

【提出物】

・補助事業遂行状況報告書　＜第５号様式＞

・補助事業遅延等報告書　＜第４号様式＞　など

### （４）補助事業の中止又は廃止

交付決定を受けた者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、速やかに県へ報告の上、県の指示に従い「補助事業変更・中止・廃止承認申請書」（第３号様式）を提出し、承認を得てください。

【提出物】

・補助事業変更・中止・廃止承認申請書　＜第３号様式＞　など

### （５）実績報告

交付決定を受けた者は、補助事業の実施に係る全ての工事の完了（建売住宅の場合は、住宅所有者への当該住宅の引渡しの完了）かつ請負事業者等に対する全ての代金の支払いを完了）したときは、速やかに次の書類を提出期限までに提出してください。

【提出時期】工事完了（建売住宅の場合は、当該住宅の引渡し完了）かつ支払い完了後、速やかに（概ね３０日以内）提出してください。

【最終提出期限】令和９年３月１２日（金）［必着・厳守］

【提出物】

※実績報告書に不備等がある場合、支払いが遅くなることがあります。

① 実績報告書　＜第６号様式＞

② 補助事業実績書　＜第６号様式　別紙＞

③ 太陽光発電設備等に係るリース又は PPA の契約書の写し

※交付申請時に締結済みの契約書の写しを提出していない場合に限る。

④ 太陽光発電設備等の購入費・工事費等に係る支出を証する書類（領収書の写し又はこれに代わるもの）

⑤ 太陽光発電設備等の設置後の完成写真

※設置状況及び型番が確認できること。

※完成写真として求める写真は以下のとおりです。

（１）太陽電池モジュールの設置枚数が確認できる写真
※設置枚数が確認できる写真の撮影が困難な場合は、モジュールメーカーが発行した型式及び設置枚数を証する書類（出力対比表、出荷証明書、保証書、検査成績書等の写し）を添付してください。
（２）パワーコンディショナーの型式、製造番号が確認できる写真
（３）蓄電池ユニットの型式、製造番号が確認できる写真
（４）その他蓄電システム等を構成するための機器の写真
（パッケージを構成する機器、自立運転時に機能するための電気設備など）
（５）導入した設備(（１）～（４）)が稼働可能なことが確認できる写真
※表示装置などで稼働状況を表示している画面などを撮影してください。
・連系運転時の写真（試運転時の写真も可）
・自立運転時の写真（自立運転機能の確認を行った写真）

⑥ 国の補助の交付決定通知書の写し
※国の補助を受け、交付申請時に提出していない場合のみ提出すること。
⑦ その他知事が必要と認める書類

## ５　補助金の請求・受領

### （１）補助金額の確定、補助金の交付

実績報告の提出後、実績内容を審査し、「補助金額の確定通知」を送付します。交付決定を受けた者は、当該通知の受領後、次の書類を県に提出してください。

【提出物】
・補助金交付請求書　＜第７号様式＞
・補助金振込先の通帳の写し
※補助金振込先の口座名義人（フリガナ)、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の写しを提出してください。

### （２）交付決定の取消し

次の場合、補助金の交付決定を取り消す場合があります。この場合で、既に補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。
① 補助対象者が、不正の手段により補助金の交付を受けたとき
② 補助対象者が、補助金を他の用途に使用したとき
③ その他、交付要綱の規定に違反する行為があったとき

### （３）補助金の経理

補助金受領者は、補助事業に関する収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額と支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしてください。

当該収支簿と補助事業に関する書類については、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければなりません。

### （４）補助事業により取得した財産の管理

補助金受領者は、本補助金で取得、又は効用の増加した財産等（取得財産等）を当該資産の処分制限期間（太陽光発電設備においては１７年、蓄電池においては６年。）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について 県の承認を受けなければなりません。また、知事の承認を受けて処分した場合は、補助金の全部又は一部に相当する金額を返還していただくことがあります。

また、補助金交付に係る書類は、当該資産の処分制限期間、保存しなければなりません。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

【県への提出物】

・取得財産等の処分承認申請書　＜第８号様式＞

## ６　問合せ先

千葉県環境生活部温暖化対策推進課 企画調整班

〒２６０－８６６７ 千葉市中央区市場町１番１号 本庁舎３階

TEL：０４３－２２３－４１３９

Mail：cn-hojo@pref.chiba.lg.jp